

官報

号外

昭和二十七年三月六日

第十三回 参議院會議錄第十九号

昭和二十七年三月六日(木曜日)午前十一時十五分開議

議事日程 第十八号

昭和二十七年三月六日

午前十時開議

- 第一 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(日本工業標準調査会委員)
- 第二 一の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第三 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 傷い恩給増額等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五 恩給受給者相互銀行法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第六 傷い恩給改正に関する請願 (委員長報告)
- 第七 元軍人老齢者の恩給復活に関する請願 (委員長報告)
- 第八 元陸海軍文官の恩給復活に関する請願(二件) (委員長報告)

- 第九 元軍人恩給復活に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇 元傷い者の恩給増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 元軍人老齢者の恩給復活等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 栃木市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一三 北海道長万部町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 新潟市外三十二市町村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一五 香川県多度津町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 新潟給法制定等に関する請願(十件) (委員長報告)
- 第一七 愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 広島県江田島町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 千葉県片貝町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 埼玉県戸田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二一 大分県国東町の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)

- 第二二 岐阜県陶町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 福岡県柳川町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 福岡県千束村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 北海道斜里町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 北海道津別町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 北海道常呂町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 宮城県矢本町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 山口県内日村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 長崎県対馬原町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 福岡県古賀町の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三三 新潟県古志郡の寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 長崎県小佐々町の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)

- 第三五 愛知県富田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 愛知県吉田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 愛知県南陽町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 愛知県菰野町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三九 愛知県弥富町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四〇 愛知県平坂町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四一 愛知県一色町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 愛知県大治村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四三 山口県伊保村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 福岡県上郡の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四五 福岡県太宰府町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四七 愛知県刈谷市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四八 広島県大柿町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四九 長崎県南松浦郡の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五〇 北海道特太町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五一 栃木県佐野市の地域給に関する請願 (委員長報告)

- 第五二 福岡県京都郡の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五三 高知県野市町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五四 京都府の寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)
- 第五五 福岡県添田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五六 京都府周山町の地域給に関する請願(外二件) (委員長報告)
- 第五七 京都府精華村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 京都府棚倉村外二箇村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 京都府栗田村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六〇 京都府加茂町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六一 奈良県五條町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六二 北海道留萌市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 和歌山県勝浦町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 千葉県成田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六五 千葉県姉崎町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六六 鳥取県末恒村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 大分県三重町の地域給に関する請願 (委員長報告)

昭和二十七年三月六日 参議院會議錄第十九号

100

勇雄に、「小松正雄」とあるを「下條
恭兵衛海軍を除く」に、費用概算
「三〇、六〇〇円」とあるを「二七、
二〇〇円」に変更せられた。
右要求する。

昭和二十七年三月三日

通商産業委員長 竹中 七郎
参議院議長佐藤尚武殿

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。

厚生大臣官房 森本 潔君
国立公園部長

(内閣総理大臣官房
参議院議長事務代理) 増子 正宏君
總理府事務官

大蔵省主計 岸本 晋君
局給與課長

同日内閣総理大臣から、(内閣総理大
臣官房参議院事務代理) 總理府事務
官増子正宏君外二名(前議長承認の
通り)を第十三回国会政府委員に任命
した旨の通知を受領した。

一昨四日衆議院から左の議案を提出し
た。よつて議長は即日これを水産委員
会に付託した。

昭和二十六年十月の台風による漁業
災害の復旧資金の融通に関する特別
措置法案

真珠養殖事業法案(第十二回国会総
統審査)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月六日 参議院會議録第十九号 會議 議員の請願 去る二月二十九日の國務大臣の演説に対する質疑の答弁

法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命
令に関する件に基く厚生省關係諸命
令の措置に関する法律案

厚生委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

農林漁業資金融通特別会計法の一部
を改正する法律案

大蔵委員会に付託

千九百四十六年十二月十一日にレー
ク・サクセスで署名された鑑定書に
よつて改正された麻薬の製造制限及
び分配取締に関する千九百三十一年
七月十三日の條約の範圍外の藥品を
國際統制の下におく鑑定書への加入
について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日委員長から左の報告書を出し
た。

国の利害に關係のある訴訟について
の法務總裁の権限等に関する法律の
一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、同院は外國為替管理
委員会委員長に木内信雄君を任命する
ことに同意した旨の通知書を受領し
た。

昨五日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員 山本 米治君

水産委員 小笠原三男君
通商産業委員 山田 佐一君

郵政委員 和田 博雄君
議院運営委員 宮田 重文君

同 松平 勇雄君
同 境野 清雄君
同 水橋 藤作君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 山田 佐一君
水産委員 和田 博雄君

通商産業委員 山本 米治君
郵政委員 小笠原三男君

議院運営委員 寺尾 豊君
同 木村 守江君

同 高田 寛君
同 加賀 操君
同 油井賢太郎君
同 堀 眞琴君

同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを運輸委員会に付
託した。

捕獲審檢所の檢定の再審査に関する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

外務公務員法案

日本輸出銀行法の一部を改正する法
律案 大蔵委員会に付託

同日委員長から左の報告書を出し
た。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
可決報告書

連合國占領軍の爲す郵便物、電報及
び電話通話の檢閲に関する件を廃止
する法律案可決報告書

一昨四日委員長から提出した左の公聴
會開會承認要求に對し議長は昨五日こ
れを承認した。

公聴會開會承認要求書

一、事件の名稱 所得税法の一部を
改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律
案

相続税法の一部を改正する法律
案

砂糖消費税法の一部を改正する法
律案(予備審査)
一、公聴會の問題 所得税法改正案
その他税制改正案について
一、公聴會の月日 昭和二十七年三
月十一日

右本委員會の決議を経て、参議院規
則第六十二條第二項により要求す
る。

昭和二十七年三月四日
大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

同日衆議院事務局長から本院事務局長
宛、同院は衆議院同院法規委員の理事
を左記の通り選任した旨の通知書を受
領した。

記 理事 鍛冶 良作君

同日内閣総理大臣に左の者を政府委

員に任命することを承認した旨回答し
た。

公正取引委員會 古内 広雄君
事務局事務局長

資源庁炭政局長 中島 征帆君
同日内閣総理大臣から、公正取引委員
會事務局事務局長古内広雄君外二名
(前議長承認の通り)を第十三回国会
政府委員に任命した旨の通知を受領し
た。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の
會議を開きます。

この際お諮りいたします。山内卓郎
君から病氣のため十四日間請假の申出
がございました。これを許可することに
御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつて許可することに決しま
した。

○議長(佐藤尚武君) 去る二月二十九
日の國務大臣の發言に對する質疑に對
し、答弁のため、内閣総理大臣、大蔵
大臣、農林大臣からそれ、發言を求
められております。この際、順次發言
を許します。

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 去る二月二十
九日の本會議における私に對する質問
に對してお答えをいたします。

行政協定は、御承知の通り、過般來
兩國政府の間に協定をいたして参りま

したが、この協定は、いわば安全保障条約の施行細則というが、ごとき性質のものであります。併ながら両国政府の立場を互いに顧慮して、最も議論のないような、実地において困難のないようなすべての場合を考慮して、いわゆる友好、及び互いに両方の立場を考慮して、そして円満なる協定に達したために、意外に時日を要しました。その内容はいわゆる憲法に反するというのが、き点は毛頭ないのであります。又これが如何にも重大なように宣伝せられておりますが、今申しした通り、いわゆる実施細則に過ぎないのであります。故に秘密協定のごときは無論ないのであります。両方の間に友好円満に協定を遂げ、又遂げるために、時日を要しただけであることを御了承を願いたいと思ひます。

又これを国会の承認を求めるべきではないかという御質問のようでありますが、併しながら、只今申ししたように、これは安全保障条約の実施協定に過ぎないのでありますから、国会の承認を求めないといふ政府は考慮しておるのであります。又、法律上、予算上の措置を必要とするものがあれば、それぞれ成案を得次第に国会の審議にかける考えであります。(言うまでもないことだと呼ぶ者あり)

又共同措置についてお尋ねがあつたのであります。日本区域の防衛のために両国政府が共同措置をとる必要があるような事態が発生した場合には、両国政府が直ちに協議をして臨機の措置を講ずることになつておるのであります。

その他の問題については所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣廣川弘毅君登壇、拍手〕
○国務大臣(廣川弘毅君) 岡田君よりの質問に対してお答え申し上げます。

進駐軍或いは警察予備隊等が、既設の農地を接収、或いは又接収せんがために予備調査をしておるが、これに対する根本策はどうかというお尋ねであります。これは今までの占領軍が占領いたしておつたものは別といたしまして、今後におきましては、行政協定の中にあります通り、今後駐留軍が使用するものに対しては、小委員会と申しますか、或いは分科会と申しますか、その委員会に農林省からは特にその専門家を入れて、農地を成るべく潰さぬようにいたす考えであり、又万止むを得ざるものに對しましては、これは相當の補償額を支拂ひまして、中に入つております農民等に対して損害を與えないようにいたしまして、今まで與えていたような損害をなくしたい考えでおるのであります。

警察予備隊に對しましては、今まで非常な手遣いがあつたやうであります

が、一つの間違つた考えを改めまして、府県知事或いは町村長等が警察予備隊を多数導入することによつて経済的の側面を土地に持たすというやうな間違つた考えから改めまして、何ら農林省に連絡することなく、町村或いは又府県等が、勝手に農民を納得させたやうな表の形をとつて、調印をせたりなんかいたしておつたやうな事実があつたやうであります。併しどういふことは許されませんので、今後は一切農林省に相談をして頂くやうに、而して又これも先ほど申上げたやうに、既設農地を成るべく潰さぬようにいたしまして、だん／＼潰れることが多くなつて行く農地の農地を保護すると同時に、今までの折角粒々辛苦開拓いたした農民の被害を、でき得る限り少くする考えでおるのであります。我々としたしましては、関係者にそれ／＼口頭並びに文書を以て嚴重に注意いたしておるやうなわけでありまして。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 大蔵大臣は本日病氣のため登壇ができませんやうでありまして、よつて同大臣の答弁は、なお保留されることになりました。

○議長(佐藤寅次郎君) 吉武国務大臣から北海道地震による災害に關して発言を求められております。この際発言を許します。吉武国務大臣。

○国務大臣(吉武憲市君) 一昨日午前十時四十分頃、北海道東部及び南部に激烈な地震が発生いたしましたのでございますが、只今までに判明いたしましたもののだけでも相當凶況に亘る人的物的被害でございまして、罹災地の皆様に對し衷心より御同情申し上げる次第でございます。

その概要につきまして御報告申し上げます。路地区及び十勝地区が震害、その他の地区が大体中震の程度になつております。只今までに判明いたしました被害状況は、人の被害は、死者二十二名、行方不明四名、負傷者二百八十五名、住家の被害は、全壊六百三十四戸、流失五百三十六戸、半壊千九百七戸、浸水二百七十六戸でございます。

政府といたしましては、これが緊急救助対策として、取りあへずラ救援物資五千点、毛布三千枚を直ちに現地に急送の手配をいたしますと共に、日本赤十字社より医療救護班三班を編成いたしまして、現地に急派いたしましたのでございます。なお、北海道庁におきましては、最も被害の激甚な日高、十勝、釧路の三地区に災害救助法を發動し、避難所の設置、炊出しの実施、被服、寝具、生活必需品、並びに学用品の給與をすると同時に、医療、助産等の応急救助の実施に遺憾なきを期して、次第でございます。

学校關係の被害は、全壊が六校、半壊が四校となつております。農地、水産、林野等の被害につきましては、連絡をとつておりますが、通信が思うに任せず、その状況は不明でございます。

食糧は、現在までのところ、罹災地域に在軍がございしますので、取りあへず被害者に対して食糧配給の特別措置を講ずるやう措置いたしてございます。

次に重要工場、事業場の被害状況でございますが、これは一時操業を停止したものがあつた程度であります。石炭、銅山の關係で死亡六名、重傷者十二名、行方不明二名となつております。各所において送電線の切斷により被害を受けているやうでございます。

次に鉄道港灣等の施設の被害状況でございますが、震源地が海底でございました關係上、地震と津波による被害は相當ある見込でございますが、国鉄の運轉事故は、根室本線におきまして列車脱線、進退不能等がございましたが、旅客の死傷者はなかつたやうであります。又釧路、釜石等におきましては、港灣施設が相當の被害を受けた模様でございます。

次に電信電話の關係で、回線の被害状況は、電信電話を合せまして相當の被害を受けたやうでございます。その大部分は開通をいたしておりますが、札幌・釧路間の電信につきましては

は無線通線をいたしまして至急通信だ
けを取扱つております。

次に道路、橋梁、公共建物の被害は
甚大な見込でございますが、被害地域
が広汎で、通信が杜絶しております
ために、詳細は不明でございます。

政府といたしましては、昨五日、野
田建設大臣を初め各省係官を現地に派
遣いたしまして、被害地の調査と復興
対策の総合的樹立を図りますと共に、
罹災者に対しましてお見舞をさせ
た次第でございます。

なお、今回の震災に際し、リツジウ
エイ總司令官より早速總理大臣に対し
お見舞を寄せられ、なお、軍用機その
他の援助を與えられましたことは、誠
に感謝に堪えないところでございます。

以上被害の状況の概略を申し上げた次
第でございますが、何分にも被害地域
が広く、又通信交通機関が全く杜絶し
ております關係上、被害の全貌を把
握するのに非常に困難を來たしてい
る現状でありまして、日を迫るに従つ
て状況が判明いたしましたときは、相
当の被害がある見込だと思ひまして、
政府といたしましても急速に調査を進
めると同時に、災害救助と復旧対策に
万道漏なきを期しておる次第でござい
ます。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) この際、議員派
遣の件につきお諮りいたします。北海
道地方の震災について、その被害状況
を調査するため、北海道、青森県、岩
手県に十日間の日程を以て議員十名を
派遣することとし、その派遣議員の指
名は議長に一任せられたいと存じま
す。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤岡武君) 御異議ないと認
めます。よつて議員派遣の件は決定い
たしました。

○議長(佐藤岡武君) 日程第一、国会
法第三十九條但書の規定による国会の
議決に関する件(日本工業標準調査会
委員)を議題といたします。

去る二月十八日、内閣總理大臣か
ら、日本工業標準調査会委員に、本院
議員奥むめお君を任命することについ
て、本院の議決を求めて参りました。

本院議員奥むめお君が日本工業標準調
査会委員に就くことに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤岡武君) 議員起立と認め
ます。よつて本件は全会一致を以て奥
むめお君が日本工業標準調査会委員に
就くことができることと決しました。

先ず委員長長の報告を求めます。法務
委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

国の利害に關係のある訴訟につい
ての法務總裁の権限等に関する法律
の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和二十七年二月五日
内閣總理大臣 吉田 茂

国の利害に關係のある訴訟につい
ての法務總裁の権限等に関する法律
の一部を改正する法律案
この法律は、公布の日から施行す
る。

附 則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君 只今上程されました
「国の利害に關係ある訴訟についての
法務總裁の権限等に関する法律の一部
を改正する法律案」の委員会における
審議の結果とその結果について御報告
いたします。

法務總裁の権限等に関する法律の一部
を改正する法律案」の委員会における
審議の結果とその結果について御報告
いたします。

御承知のように、法務總裁は国の利
害に關係ある訴訟に関する事項を管理
いたしております。国を當事者又は
參加人とする訴訟につきましては、法
務府の職員を指定し、或いは弁護士を
訴訟代理人に選任して、訴訟を遂行す
ることができるとあります。

〔議長退席、副議長着席〕
若し行政庁が當事者又は參加人であ
る訴訟につきましては、当該行政庁に
對する指揮を行ひ、必要に応じて法務
府職員を指定して訴訟を遂行させるこ
とができるだけでありまして、直接に
弁護士を選任する途がないのでありま
す。そのために、この種の訴訟につき
ましては、迅速適切な措置を欠くよう
な場合が少なくないのであります。本案
は、この種の訴訟につきまして、法務
總裁が直接に弁護士を訴訟代理人に選
任することができるよう改正せんと
するものであります。

委員会におきましては慎重審議をい
たしましたが、討論を省略いたしまし
て、採決の結果、全会一致を以て可決
すべきものと決定いたしました次第であ
ります。

右御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本案の採決をいた
します。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認
めます。よつて本案は全会一致を以て
可決せられました。

します。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認
めます。よつて本案は全会一致を以て
可決せられました。

○門議長(三木治朗君) 日程第三、漁
港法第十七條第二項の規定により、漁
港整備計画の一部改正について承認を
求めるの件(衆議院送付)を議題といた
します。先ず委員長の報告を求めま
す。水産委員会理事千田正君。

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

漁港法第十七條第二項の規定によ
り、漁港整備計画の一部改正につ
いて承認を求めるの件
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十七年二月二十八日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤岡武君
漁港法第十七條第二項の規定によ
り、漁港整備計画の一部改正につ
いて承認を求めるの件
漁港法第十七條第二項の規定によ
り、漁港整備計画の一部改正につ
いて承認を求めるの件
内閣は、漁港法第十七條第一項の

昭和二十七年三月六日 参議院會議録第十九号 議事日程変更の件 傷い恩給増額等に関する請願(二件)外十二件 栃木市の地域給に関する請願外七十二件

二三〇

規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた別紙漁港整備計画の一部改正を提出のとおり決定したので、同條第二項の規定に基き、国会の承認を求める。

漁港整備計画の一部を次のとおり改正する。

漁港整備計画の二、計画(イ)中「第二種漁港一五二港、第三種漁港六一港」を「第二種漁港一五一港、第三種漁港六一港」に改め、(ハ)整備漁港第二種漁港和歌山の項中「江川」を「い留施設、水域施設」に改め、同項中の「西浜」を「高松」に改め、第三種漁港和歌山の項中の大に「一田」を「い留施設、水域施設」を加える。

〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 只今議題となりました漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ずその提出理由及び内容について申し上げます。先に国会の承認を得た漁港整備計画のうち、和歌山県田辺市所在の江川漁港は第二種漁港として指定され、整備計画に採択されたものであります。漁港の利用上及びその効果的運営を図る上から、区域を拡張して

田辺漁港として運用したい旨、地元からの要請もあり、種々検討の結果、第三種田辺漁港に指定することと適当と認め、又香川県高松市西浜漁港は、その実情に鑑み、名称を高松漁港に変更することが適当であると思われるので、漁港法第十七條の規定に基き国会の承認を求めたものであります。

委員会におきましては、政府当局より十分説明を聴取し、慎重審議の上、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て原案の通り承認すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三本治朗君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與えることに決しました。

○副議長(三本治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第四より第一までの請願及び日程第七十七より第八十一條までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今議題に供せられた請願及び陳情に関する内閣委員会の報告をいたします。

この請願及び陳情の内容を分けてみますると、恩給関係のもの、それから行政監督、監査及び調査制度の整備改善に関するもの、この二つになるのであります。

そこで、大体一括して御報告を申し上げますが、恩給関係のものとしたしましては、傷痍軍人の恩給、これを増額すること、それから次に老齢の軍人であつた人の恩給を復活すること、それから元の陸海軍におつたところの文官の恩給を復活すること、それからもう一つは、軍人恩給法をば講和條約が効力を発生すると同時に復活をするというところ、これでありまして、もう一つ、恩給関係で運つたことは、恩給受給者相互の、その相互銀行というものを法律で以て制定して欲しいというところとであります。これらの請願及び陳情はいずれも最も必要なものであります。今後国家として十分な解決をいたさなければならぬ問題であります。従いまして、内閣委員会におきましては、別途においてこれらの問題について考究を進めております次第でありますけれども、併し取急いでこれは院議を以て採択をせられ、これを内閣

に送付する必要があると考えましたので、かような報告書を提出いたしました次第であります。

次に、行政の監督、監査及び調査制度、これは極めて多数に亘つておりまして、その監督、監査或いは調査を受けるところの地方庁或いは地方行政機関等が非常に迷惑をしておるのみならず、これが本當に国の行政の監督、監督等の目的に副わぬ結果を生じておるのでありますから、これは機構改革のときに十分に検討をして、簡単な、そして有効な組織を作つてもらいたいという請願であります。これも内閣委員会におきましては相当検討を加えておる事柄であります。が、差し急ぎまして、これを院議を以て採択をし、そうして内閣に送付すべきものであると議決いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三本治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三本治朗君) この際、日程第十二より第七十六までの請願及び日

程第八十二より第八十九までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

〔カニエ邦彦君登壇〕

○カニエ邦彦君 只今議題となりました地域給に関する請願陳情六十九件、新恩給法制定に関する請願陳情十二件、寒冷地手当に関する請願四件及び石炭手当に関する請願一件並びに給與準則に関する陳情一件に關しまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず地域給に関する請願六十三件、陳情六件についてであります。これらの請願陳情は、それらの都道府県及び市町村における物価の実情その他の特殊事情から、現行支給割合を引上げ又は新たに指定されたいとの要請をその主たる内容とするものであります。今回審査いたしましたこれらの請願陳情のうち、その一部には、先に二月十二日附提出せられた人事院の勧告により、その願意が認められておるものもありますが、なお支給地区分の改正に關し、法律改正の審議過程にある現在、同法律の立案審議に當りて、で

き得る限り正確な結論を以て、当該地方の要望を十分考慮しつつ再検討することが妥当であるとする意味において、その願意を採択すべきものと認め、これらの諸願陳情の趣旨要望について、政府をして十分研究検討せしめ、爾後の所要措置を講ぜしめる必要があるものと認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

次に新恩給法制定に関する諸願十件、陳情二件についてであります。その主なる趣旨とするところは、恩給受給者の生活を擁護すると共に、現職公務員をしてその職務に専念せしむるため、人事院は、国家公務員法第百八條の規定により、成るべく速かに恩給制度に關して研究を行い、その成果を國會及び内閣に提出しなければならぬことになつており、これに基き新しい法律が早急に制定されることが要望されておるのでありますが、これが速かに制定されないために、現職員並びに退職公務員に與える精神的、経済的影響が非常に大きいので、民主的な新恩給法を速かに制定されたいとの諸願でありまして、本委員会は、今後本件を重んずると共に、本件を深く検討することとし、又、速かに政府をして、十分研究の上、所要の措置をとらしむることが必要であると認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

と決定した次第であります。次に寒地手当に關する諸願四件についてであります。その主なる趣旨とするところは、それらの市町村の地理的氣象状況より実情に即した級地として指定し、現行支給割合を引上げ、又は新たに指定されたいとの要望でありまして、本委員会におきましては、き得る限り正確な結論を以て、当該地方の要望を十分考慮しつつ再検討することが妥当であるという意味において、その願意を採択すべきものと認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、諸願第六百九号は、北海道公務員に石炭手当追加支給に關する件でありまして、本件に關しても、關係政府委員に質疑を行い、審査を行いました結果、法律に定められた石炭三分を確保し得るよう石炭手当の追加支給を要する願意は妥當なものとして認められ、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつてこれらの諸願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。午前十時四十九分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員の請願
一、北海道地方の地震による災害に關する吉武伊勢大臣の報告
一、議員派遣の件
一、日程第一 国会法第三十九條但

書の規定による國會の議決に關する件

(日本工業標準調査会委員)

一、日程第二 國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の權限等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件

一、日程第四乃至第十一の諸願

一、日程第七十七乃至第八十一の陳情

一、日程第十二乃至第七十六の諸願

一、日程第八十二乃至第八十九の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
藤野 繁雄君 中山 福藏君
波多野林一君 野田 俊作君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊達源一郎君 館 哲二君
竹下 豐次君 高橋 清男君
高田 寛君 杉山 昌作君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
小林 政夫君 小宮山常吉君
楠見 義男君 河井 彌八君
片柳 眞吉君 柏木 庫治君
加藤 正人君 岡本 愛祐君

岡部 常君 小野 哲君

梅原 眞隆君 伊藤 保平君

井上なつゑ君 赤澤 興仁君

赤木 正雄君 結城 安次君

森 八三二君 青山 正一君

小龍 彬君 岡田 信次君

石原幹市郎君 玉柳 實君

中川 幸平君 九鬼紋十郎君

大矢半次郎君 郡 祐一君

廣瀬與兵衛君 岡崎 眞一君

楠瀬 常緒君 城 義臣君

山本 米治君 古池 信三君

小杉 繁安君 山縣 勝見君

石川 榮一君 木村 守江君

西山 龜七君 山田 佐一君

大谷 豐潤君 一松 政二君

深木 六郎君 草葉 隆圓君

徳川 頼貞君 左藤 義詮君

黒田 英雄君 小林 英三君

中川 以良君 川村 松助君

寺尾 豊君 宮城タマヨ君

溝口 三郎君 三浦 辰雄君

前田 穰君 堀越 儀郎君

小野 義夫君 重宗 雄三君

大野木秀次郎君 入交 太藏君

宮田 重文君 宮本 邦彦君

杉原 荒太君 松本 昇君

秋山俊一郎君 鈴木 直人君

長谷山行毅君 高橋進太郎君

鈴木 恭一君 愛知 揆一君

安井 謙君 平林 太一君

長島 銀藏君 平沼彌太郎君

有馬 英二君 菊田 七平君

昭和二十七年三月六日 参議院會議録第十九号

國 伊能君 滝井治三郎君	農林大臣 廣川 弘禪君
池田宇右衛門君 前之園喜一郎君	運輸大臣 村上 義一君
駒井 藤平君 油井賢太郎君	労働大臣 吉武 惠市君
北村 一男君 中山 壽彦君	国務大臣 岡崎 勝男君
白波瀨米吉君 岩沢 忠恭君	国務大臣 岡野 清豪君
西田 隆男君 大屋 晋三君	政府委員
黒川 武雄君 横尾 龍君	内閣官房長官 保利 茂君
石坂 豊一君 大隈 信幸君	厚生省社会局長 安田 巖君
木内キヤウ君 谷口弥三郎君	
稻垣平太郎君 成瀬 橋治君	
三輪 貞治君 三橋入次郎君	
中田 吉雄君 鈴木 安孝君	
小酒井義男君 栗山 良夫君	
内村 清次君 羽生 三七君	
高田なほ子君 森崎 隆君	
吉田 法晴君 山崎 恒君	
岩男 仁藏君 菊川 孝夫君	
藤原 道子君 河崎 ナツ君	
一松 定吉君 堀木 鐵三君	
岡村文四郎君 小笠原三三男君	
野澤 勝君 岩間 正男君	
兼岩 傳一君 千葉 信君	
木村禰入郎君 堀 眞翠君	
水橋 藤作君 千田 正君	
東 隆君 松原 一彦君	
田中 一君 山田 節男君	
羽仁 五郎君 矢嶋 三義君	
吉川末次郎君 カニエ邦彦君	
島 清君 相馬 助治君	
中村 正雄君 山下 義信君	
赤松 常子君 小泉 秀吉君	
内閣總理大臣 吉田 茂君	
外務大臣	

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十 円
(送料別)
発行所 東京都新宿区中合本町一五
電話 凡段 四一七九
郵便 東京 一〇〇〇 官報部
印刷 行